

〔基準6 学生支援〕

1 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学学則第1条に掲げられた本学の目的及び使命に基づき産業医学の振興と将来産業医・産業保健技術者として活躍する優れた人材を育成するために、教員及び職員が緊密に連携しながら学生支援を行っている。本学の学生支援の取り組みは、教員・職員が学生に適度に寄り添い、きめ細やかな対応を心がけている。学生部長及び学生委員長のリダーシップのもと、学生委員会を組織して責任体制を明確にした上で種々の学生支援活動を実施し、学生生活における諸問題解決のために努力している。本学の学生支援活動においては、学生が心身ともに健全な成長を遂げることを支援しながら、正課外活動等における学生の自主性及び自立・自律心を涵養するように心がけている。さらに、安心して学修に専念できるように奨学支援を充実するように努力している。また、目的大学であることから本学独自の学生支援の取り組みを企画・実施している。

具体的には、①学生の生活に関する問題点・課題に関する情報は組織として共有すること、②問題等が発生した場合は早急に対応し、解決に向けた努力を組織として行うこと、③学生が学修に専念できる生活環境を保持するよう常に課題等の把握に努めること及び、④責任体制を明確にし、組織としての連携に努めることを踏まえて、以下のとおり活動している。

学生支援組織としては、大学学生委員会、医学部学生委員会、産業保健学部学生委員会、課外活動小委員会、学生課、卒後支援課、保健センター、学生相談室、産業医科大学後援会等である。大学学生委員会、医学部学生委員会及び産業保健学部学生委員会は毎月1回開催され、学生の厚生補導に関する報告・審議を行っている。その主な内容は、学生の動向、正課外活動、奨学援助、厚生福祉、保健指導等についてである。

本学の学生支援への特徴ある取り組みとして指導教員制度が上げられる。指導教員は、数名の担当学生と年1～2回の面談を実施し、面談報告書を学生課に提出することとしている。提出された面談報告書は学年担当教員等によって確認され、対応が必要な学生については速やかに対応できる体制が整っている。

学生の心身の健康維持・増進のために、年1回の定期健康診断は100%受診率達成を目標としている。また、種々の予防接種等を推奨している。近年、学生の精神面の問題（特にメンタルヘルス不調者）が増加しており、学生相談室機能の強化に努めている。

また、飲酒や薬物に関わる事件・事故が全国的に報道されており、学生への注意・警告や講習会も実施して啓発に努めている。幸い、本学においては飲酒や薬物に係る重大な事件・事故は発生していない。学生の自主的な活動であるサークル活動、学友会、大学祭（医師祭）等への支援を学生の自主性を尊重しながら実施しているところである。

学生の経済的基盤の安定のために、本学独自の修学資金貸与制度を始め、日本学生

支援機構奨学金等の公的な奨学金を適切に運用しており、経済的な問題のために学業に困難が生じないように努めている。

医学部においては、本学の設置目的の達成のためにより特化した学生支援の取り組みとして文部科学省の支援を受けて4カ年（平成20～23年度）にわたり“大学と企業の連携で育成する統合学生支援～働く人々が求める全人格的な「将来の産業医」の養成を目指して～”と題する学生支援プログラムを実施し、効果を上げた。さらに、平成24～25年度には本学独自の新たな学生支援事業“優れた「将来の産業医」養成のための統合学生支援”に取り組んでいる。

学生への情報発信については、新型インフルエンザ対応を契機に在学生すべての連絡先（メールアドレス）を学籍システムに登録し、緊急時の情報発信を実施できる体制が整っている。医学部においては学生支援ホームページコンパスを運用している。

また、各研究室が研究指導を行っている大学院生に対しては、研究室ごとに生活面の支援や経済面の相談等を行っている。特に、留学生に対しては、研究室ごとの支援に加えて、自主的な国際交流活動を奨励している。（資料6-1 第1条）

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

医学部においては、入学して間もない1年次生が授業についての相談や質問をしやすくするため、オフィスアワーを設けている。また、1～4年次及び6年次の成績下位学生及び留年生を対象に夏季特別学習指導を実施している。

産業保健学部においては、1年次生に対して、基礎的学力向上のため e-learning 教材による自己学習教材を提供し、自宅や大学で自由に使用できるようにしている。

また、看護学科4年次生を対象に、国家試験対策として、夏季に保健師・看護師国家試験セミナーを、冬季に保健師国家試験セミナーを実施している。環境マネジメント学科においても、1年次生を対象に夏季集中セミナーを実施し、理数系の基礎科目の講義と演習を行っている。

さらに、個人学習室やグループ学習室、医学部6年次生には医師国家試験のための学習室を設置し、学習環境を整備している。

また、留年、休・退学に至る学生は、病気の有無、授業の欠席状況等から把握できるため、科目担当責任者、学年担当教員、指導教員、サークル顧問教員等から情報を収集することに努めている。留年者については、学生委員長、教務部長、指導教員が連携し、個別の指導・支援を行っている。休・退学をする学生については、必ず教員が本人、保護者と面談を実施し、状況把握を行うとともに今後の対応について助言・指導を行っている。

なお、学習方法が分からない、成績が低下した等の悩みを抱えた学生がいた場合は、当該学生に最も相応しい教員に対応を依頼し、助言・指導を行うこととしている。

さらに、ある面における発達障害の可能性を考慮する必要がある学生については、医学部及び産業保健学部学生委員長、教務部長、指導教員、科目担当責任者が常に見守り、必要に応じて個別の修学支援を行うこととしている。

身体障害者の学生（産業保健学部）は過去には在学したことがある。授業、実習時の配慮等ソフト面については充分に対応した。しかしながら、現在もなおバリアフリ

一化等のハード面については当時から改修が進んでいない。現在、医学部及び産業保健学部には身体障害者は在学していない。

本学には、大学独自の経済的支援として修学資金貸与制度があり、医学部においては100%、産業保健学部においては95.6%の学生が貸与を受けている。修学資金貸与者に対して授業料全額・半額免除、さらに、産業医科大学開学30周年事業の一環として、平成22年度から、施設設備費一定額給付制度も実施している。また、学業成績・人物評価共に優秀な学生に対して奨学金給付を行う特待生制度を設け、実施している。なお、特待生制度については、平成25年度からの実施に向けて、学習意欲の向上並びに学年全体の学力向上を図るため、また、経済的支援にも貢献できるように一人当たりの給付金額を減額し、より多くの学生が受給できるように規程改正を行った。

学外の奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構奨学生として、平成23年度は、医学部は第1種69名、第2種172名、全体学生の39.3%、産業保健学部においては第1種47名、第2種136名、全体学生の50.1%の学生が受給している。また、自治体から奨学生の募集があった場合は、掲示等により学生に周知し応募の機会を提供している。平成23年度は、16名の学生が、沖縄県貸与奨学金、宮崎県教職員組合奨学金、長崎県育英奨学金、北九州市奨学金、岐阜県奨学金、浜松市奨学金、茨城県奨学金、公益信託斉藤友二郎記念医学奨学金の貸与を受けている。

外国人大学院生については、奨学金による支援サポートに加え、授業料免除を実施している。一般及び社会人大学院生については、授業料免除の実施に加え独立行政法人日本学生支援機構奨学金の申請サポートシステムが機能している。

アルバイトの斡旋については、経済的に困難な学生に対してのみ、学業に支障をきたさない範囲で大学に依頼された家庭教師・塾講師のアルバイトのみを紹介している。(資料6-2)

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

本学では、学生の健康管理や健康保持・増進のための保健センターが設置されており、応急的な診察・処置、投薬、また、心や身体の健康相談に対応している。定期健康診断の受診率はほぼ100%であり、その後の有所見のフォローは、定期健康診断結果通知と共に「学生二次健康診断について依頼」書類を同封し、病院での受診を通知している。B型肝炎予防接種（個人負担）、ツベルクリン反応検査（大学負担）、インフルエンザ予防接種（産業医科大学後援会負担）も実施している。

精神的健康については、学生相談室を設置し、3名の専門の心理カウンセラーを配置し対応している。学生相談室の周知のため親近感のあるチラシを作成し、学生・保護者に配付している。なお、学生部長、学生委員長、学生相談室相談員等を構成員とする学生相談室運営会議を平成21年度より設置し、学生相談室の運営、学生の精神的健康の対応について、検討している。

また、両学部ともに実施している指導教員制度は、学生にとって身近にアドバイスを受けることのできる存在として機能し、学生生活全般の諸問題に対応できる制度となっている。指導教員は、学生の生活状況を把握するため、毎年定期的に指導学生と

面談を実施し、「面談結果報告書」を提出している。なお、産業保健学部においては、緊急時に迅速に対応するため、指導教員が面談時に「健康管理簿」の提出を促している。

さらに、相談体制を強化するため、毎年、指導教員を対象に学生相談に特化したFDを開催している。

また、毎年、医学部、産業保健学部を交互に、「教員・保護者懇談会」を開催し、保護者に大学の現況等の情報を提供することにより、保護者と一体となった学生支援を行うことに取り組んでいる。

全国的に飲酒に係る事故が発生しているため、新学期、体育大会、大学祭等の前には掲示、各サークル部長等、顧問教員に文書を配付し、注意喚起を行っている。新型インフルエンザの感染情報提供、地震・洪水等の安否確認等のため、平成21年度から学生の携帯電話メールアドレスを学籍システムに登録し、緊急時にメールによる情報発信・収集を行っている。

これまで学生委員会で問題になるような各種ハラスメントの事例は報告されていない。学生同士のハラスメントは存在する可能性はあるものの、表面上には現れないため、実態の把握が困難である。指導教員が学生との面談時に悩みの聴取を行う際に、各種ハラスメントについて確認することとしている（面談報告書に記載欄を設けている）。

なお、平成22年度には、各種ハラスメントについて専門家を招聘して指導教員を対象にFDを実施した。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

① 医学部

校内組織である進路指導部において学生の卒後進路支援を行っている。具体的には毎年5年次学生に対し進路説明会を開催するほか、常時学生の問い合わせに応じており、また適宜求人情報等を掲示版等で学生に提供している。

② 産業保健学部

学生の進路指導は、看護学科及び環境マネジメント学科ともに専門職として100%の就職率、修学資金貸与者の関連職場への就職率100%及び大学院等への進学希望者の合格率100%を目標に進路指導を行っている。この目標を達成するために、両学科から選出された9名の進路指導委員と卒後支援課職員を中心に相談等に当たっている。

本格的な進路指導を開始するのは3年次で、2回進路指導ガイダンスを実施し、進路指導體制、修学資金返還に関する説明を行うとともに、社会情勢と求人状況、卒業生の就職状況、求人開拓状況等の情報の提供を行っている。このほか労働基準監督官試験対策講習、面接試験対策講習、卒業生との懇談会を行っている。4年次には個別の進路面談を実施し、進路指導教員を中心にきめ細やかな個別指導を適宜行っている。さらに、大学として求人企業の開拓を継続的に行っている。

平成23年度の就職希望者の就職率は看護学科及び環境マネジメント学科ともに

100%であった。また、大学院等への進学希望者5名の合格率も100%であった。看護学科では、就職希望者72名のうち、看護師として就職した者が56名(77%)、保健師として就職した者が16名(22%)であった。なお、72名のうち、関連職場の医療機関に就職した者は70名(関連職場就職率97%)であった。また、環境マネジメント学科では、就職希望者15名のうち、作業環境測定士等として関連職場へ就職した者が14名(関連職場就職率93%)であった。大学院等への進学者は、看護学科では助産師課程へ1名、環境マネジメント学科では大学院へ4名が進学した。

平成22年4月から在校生・卒業生及び教職員を対象としたソーシャルネットワークシステム(以下「SNS」という。)を開設し、会員からの研修会情報、求人情報等を、就職及びキャリアアップ支援に活用している。

③ 大学院医学研究科

本大学院は、高度な専門性を備えた産業医及び産業医学研究者の養成を目的としており、大学院生は自らが選んだ専門分野の研究を進めるに必要な知識と方法論を修得した後、指導教授の下で専門分野の研究と学位論文作成に携わることとなる。大学院生は進路について学部学生以上に自主性を持たなければならないと考える。進路相談等の多くは指導教員が受けることとなるが、本学の進路指導部及び卒業後支援課において企業等の就職候補先の進路情報を収集し、個々の就職先としてふさわしい進路を紹介する環境も整っている。

④ 産業生態科学研究所

本研究所では、医学部の進路説明会に参加しているほか、独自の説明会を繰り返して開催し、専門的な産業医を目指す学生に対して、研究所の特徴を活かした研修の内容について集団及び個別の説明を徹底している。

2 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

① 大学全体

指導教員が学生と個別面談を行い、「指導学生面談結果報告書」の提出を義務付けているが、報告書の記載内容によって、早急な対応が必要な場合は学生委員長が迅速に対応している。定期的なフォローが必要な学生の場合は、学生委員長から各指導教員に再面談の依頼があり、学生の情報把握及び直接的な指導を行っている。学生が抱える様々な問題をできるだけ早期に発見し、適切な指導を行うことのできる取り組みについては、評価できる。

学生支援プログラムの事業の一環として平成20年度から指導教員を対象に学生相談に特化したFDを開催している。外部講師を招聘し、専門的な講演を聴講することにより、指導教員の啓発及び学生対応についての情報の全学的共有化と組織強化を図ることに貢献していると思われる。

教員・保護者懇談会においては、保護者に大学の現況を提供し、保護者からの質

問に回答している。多くの保護者が懇談会の継続開催を希望しており、保護者が大学の学生支援、教育、進路指導等を理解することで学生支援の意識向上に寄与していると評価している。(資料6 - 3) (資料6 - 4)

② 医学部

2 (1) ①と同様である。

③ 産業保健学部

最近、人間関係の構築やコミュニケーションが不得意な者、何らかの指示・指導を受けなければ行動に移せない者、自分の学力等に疑問を持っている学生が増加傾向にあることから、平成20年より、指導教員と学生で健康、学生生活及び学習に関する個別面談を年に2回(5月及び10月)実施している。面談実施率(対象学生のうち、面談出来ている割合)は毎回約99%である。面談修了後は指導教員に面談結果報告書の提出を義務付けている。報告書の記載内容によって、早急な対応が必要な場合は学生委員長が迅速に対応している。定期的なフォローが必要な学生の場合は、学生委員長から各指導教員に再面談の依頼があり、学生の情報把握及び直接的な指導を行っている。学生が抱える様々な問題をできるだけ早期に発見し、適切な指導を行う取り組みについては評価できる。

学生の健康状態を把握し、学生が健康で有意義な学生生活を送れるよう支援することを目的に健康管理簿の提出を学生に依頼し、15名程度の学生から健康管理簿が提出され、演習・実習中において緊急時に素早く対応できるようになった。

進路選択に関する支援は、進路指導委員会を中心にきめ細かく実施している。看護学科、環境マネジメント学科ともに就職率は100%であり、一定の効果を上げていると考えられるが、さらなる求人開拓が必要である。面接試験対策講座は学生の評価が高い。また、在校生・卒業生・教職員を対象としたSNSによる就職及びキャリアアップ支援が効果を上げている。(資料6 - 4)、(資料6 - 5)

④ 大学院医学研究科

産業現場に精通した進路指導の専任教員がいるので、企業等の情報を入手することができる。大学院修了者は、毎年、数名が専属産業医等に就職しており、専属産業医等を養成するという本学の目的に活かされている。

(2) 改善すべき事項

① 大学全体

各種ハラスメントについては、表面化されることが少ないと考えられる。したがって、教職員に対する防止のための啓発活動及び周知をさらに図っていく必要がある。各種ハラスメントのガイドライン、規程整備に向けて、関係部署と調整を行い、大学学生委員会で検討することとする。

また、毎年、学生で組織されている学友会から学生生活、授業・カリキュラム・国家試験、進路等について、大学に対する要望事項が提出される。学生の声を直接

聴く機会として機能している。しかしながら、学生総会への学生の出席者数が少ないため、より多くの学生が出席するよう学友会に対して助言・指導を行う。

今後、身体障害の学生の入学や在学中の事故や病気等による身体障害が生じる可能性がある。その場合、個々の学生の状況を把握しながら、授業・実習については十分に配慮し、個別の対応を行う。

なお、図書館、講義室等のバリアフリー化等の改善は今後の課題である。

② 医学部

2 (2) ①と同様である。

③ 産業保健学部

本学部は女子学生の比率が高いため、学生、教職員によるセクシュアルハラスメント等の問題が発生する可能性がある。セクシュアルハラスメント等の防止に関しては、学生面談を通して有無の確認をしているが、この問題は表面化されることが少ないと考えられることから、教職員に対する防止のための啓発活動及び周知をさらに図っていく必要がある。

今後も発達障害の学生が入学してくる可能性がある。その場合は、個々の学生の状況を把握しながら、個別の対応を行っていく必要がある。

なお、講義室等のバリアフリー化等の改善が今後の課題である。

④ 大学院医学研究科

最近の国内経済状況の悪化に伴い大学院においてもいわゆる困窮学生が見受けられる。現在、学費の一部ないし全額免除制度を活用して経済的支援を行っているが、必ずしも十分ではない。

3 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

① 大学全体

指導教員制度については、問題学生の早期発見・対応、また、学生生活や修学に関すること等学生が抱えている諸問題の対応について、効果が上がっていることから、さらにきめ細かい支援ができるように一層の充実を図ることとする。

学生相談に特化したFDは、教職員の学生支援に対する意識の啓発になっていることから、継続することとする。教員・保護者懇談会についても、大学と保護者、保護者と学生の情報交換に大いに貢献している事業であることから、さらにきめ細かな情報交換ができるよう改善・工夫を行う。

産業保健学部において実施している「健康管理簿」は、演習・実習、特に臨地実習時には欠かせない事項である。学生によっては疾患を抱えているにも関わらず、大学教職員に知られたくないと思っている者もいる。緊急時の迅速な対応を行うためにも、「健康管理簿」の目的と意義を改めて学生にしっかり伝え、提出を促す努力を継続して行う必要がある。

② 医学部

3 (1) ①と同様である。

③ 産業保健学部

学生の健康状態の把握は、演習・実習、特に臨地実習時には欠かせない事項である。学生によっては疾患を抱えているにも関わらず、大学教職員に知られたくないと思っている者もいる。緊急時の迅速な対応を行うためにも、健康管理簿の目的と意義を改めて学生にしっかり伝え、提出を促す努力を継続して行う必要がある。

学生生活支援のための基礎情報整備のために指導教員と学生の個別面談を行い、面談結果を報告書に記載しているが、これらの情報に基づき、学生の就学援助等について学内関係者一体となって、一層きめ細かい学生支援に努めていく。

産業保健分野への就業の動機付けを図るための情報を学生に提供するとともに、企業の労働安全衛生業務の求人開拓をさらに強化していく。

④ 大学院医学研究科

今後も大学院生に対する修学支援、研究支援、生活支援等について必要な体制を維持するとともに、必要に応じ、環境の整備に努める。

(2) 改善すべき事項

① 大学全体

学生支援に対する教員のさらなる意識向上を目指し、学生支援の課題をテーマとしたFDを企画・開催する。学友会からの要望事項に留まらず、学生の声を拾い上げて対応するシステムの構築を図る。

近年、以前は考えられないような学生のマナーや講義の受講態度に関する問題点が多方面から指摘されている。学生サイドの問題点とハード的な問題点を整理しながら対応することが必要である。

② 医学部

3 (2) ①と同様である。

③ 産業保健学部

ハラスメント防止のための啓発活動や周知をリーフレット作成やFDを通して徹底していく。

産業保健分野への就業の動機付けを図るための情報を学生に提供するとともに、計画的な就職活動を行うようさらに指導を強化したい。

卒業生・在校生及び教職員を対象としたSNSをさらに充実させ、在校生、卒業生の就職支援や、キャリアアップ支援につなげる。

④ 大学院医学研究科

大学院生への経済的支援として、今後ティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）の制度を積極的に取り入れる必要がある。

4. 根拠資料

- 資料 6 - 1 産業医科大学学則（既出 資料 1 - 1）
- 資料 6 - 2 学生便覧（既出 資料 1 - 8）
- 資料 6 - 3 指導学生面談結果報告書
- 資料 6 - 4 指導学生面談結果報告書（産業保健学部）
- 資料 6 - 5 健康管理簿